

県内経済状況調査業務 仕様書
(令和3年度 緊急対応型雇用創出事業)

1 概要

新型コロナウイルス感染症拡大による県経済への影響を把握し、今後の施策立案の参考とする。

このため、①県経済に影響が大きい県内主要企業の事業内容や拠点等の情報を整備し、②決算情報を元に新型コロナウイルス感染症による業績への影響を把握するとともに、③業種ごとのより具体的な影響を把握するため、県内企業に対してアンケート調査を実施する。

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取り消し等により就業機会を失った者、解雇や雇い止め等離職を余儀なくされた者、就労が困難になっている者（以下「コロナ関係失業者等」という）を雇用して実施する。

2 業務内容

(1) コロナ関係失業者等の雇用

下記(2)～(4)の業務を実施するため、ハローワークを通じて5名以上雇用すること。

- ① 雇用開始時期は、令和3年10月1日以降とする。
- ② 週29時間勤務で、月額報酬152,000円とし、週の勤務時間が29時間より短い場合は、時間数に応じて減額する。
- ③ 労働保険・社会保険については雇用形態に応じて適切に加入し、通勤交通費は実費弁償もしくは受託者の規定により、適切に支給する。
- ④ 対象とならない者は以下のとおりとする。
 - ア 在職求職者（離職が判明している者を除く）
 - イ 学業を本務とする学生
 - ウ 求職活動を行っていない者

(2) 県内主要企業リストの作成

①対象企業

県内に事業所を有する企業で、次のいずれかに該当する企業（約1,200社）

- ア すべての上場企業
- イ 「会社四季報未上場会社版」に掲載されたすべての非上場企業

②収録項目

【基本情報】

- ・商号（フリガナ）
- ・本社所在地
- ・資本金
- ・従業員数
- ・創業年月
- ・設立年月
- ・大株主（親会社等）
- ・業種コード（日本標準産業分類に準拠したもの。業種の取扱については以下同じ。）
- ・業種名
- ・主要事業（扱い品）
- ・仕入先
- ・販売先
- ・事業所（工場）数
- ・事業所（工場）所在地
- ・会社概要（特色等100文字以内）
- ・上場等の区分（上記(2)①ア・イのいずれか）

【財務情報】原則、直近決算期分の下記情報

・決算期 ・売上高 ・経常利益（又は当期純利益） ・自己資本比率

※ 非上場企業の売上高の情報等については、下記（４）アンケート調査により可能な限り把握して収録すること。

（３）県内主要企業の決算情報リストの作成

①対象企業

上記（２）①の対象企業

②対象期間

直近３期分の通期決算及び直近四半期決算のうち把握可能なもの

③記載項目

・商号 ・業種 ・上場先 ・本社所在地 ・売上高（対前期比）
・経常利益（又は当期純利益）（対前期比）
・業績等の概要（要約 100～200 字程度）

④報告時期

決算期ごとに業種順に整理した一覧表にとりまとめて随時報告すること。

（４）アンケート調査の実施

① 対象企業

上記（２）①対象企業を含む県内企業約 3,000 社に対し、アンケート調査を実施すること。

※任意の対象企業については、業種や企業規模を考慮して選定のうえ、上記（２）

②の記載項目を収録した調査対象先リストを受託者が用意すること。

② 調査方法

郵送によるアンケート調査

※調査表の回収率向上のため、未回答の企業に電話による督促を行うこと。

③ アンケート想定項目

・企業情報（業種、従業員数） ・売上高 ・経常利益
・新型コロナウイルス感染症拡大による業況への影響 ・EC の取組状況
・事業展開の見直しや新規事業の展開 ・今後の課題 等

※実施にあたっては、県と協議のうえ決定

④ 報告書の作成

調査結果について、業種ごとの状況が明らかとなるよう、地域、規模（売上、従業員など）等の属性ごとにとりまとめて報告書を作成すること。

3 成果物

（１）次の電子データを CD-ROM 等の媒体に保存して納品すること。

① 「２（２）県内主要企業リスト」のエクセルデータ

※冊子として印刷できるようレイアウトを工夫すること。

② 「２（３）県内主要企業の決算情報リスト」のエクセルデータ

③ 「２（４）アンケート調査」の集計結果、報告書及び対象企業リスト

(2) 回収したアンケート用紙を紙媒体で納品すること。

4 納期・納入場所

令和4年3月31日(木)までに県産業政策課に納品
(必要に応じて、途中段階の報告を求める。)

5 留意事項

- (1) 委託期間はもとより委託期間終了後も、本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、個人情報等の保護すべき情報は、適正に取り扱い、他人に提供したりしないこと。
- (2) 本業務に伴い著作権等の権利が生じたときは、県に無償で譲渡すること。また、著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとし、著作権等に関して何らかのトラブルが生じた場合は、受託者の責任において処理すること。
- (3) 契約後、この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項については、必要に応じて県と協議して決めること。